

議案第 号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）5月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例

（宝塚市市税条例の一部改正）

第1条 宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項及び附則第4条の3第1項において同じ。）」を加える。

第37条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第4条第1項中「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附則第5条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第9条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改

め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を削り、同条第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第9条の2第26項を同条第25項とし、同条第27項を同条第26項とする。

(宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宝塚市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、第50条第10項を改正し、同項を同条第9項とする改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項を改正し、同項を同条第15項とする改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第1条のうち、第51条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第1条のうち、第52条第4項から第6項までを削る改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中宝塚市市税条例附則第5条の改正規定 令和4年1月1日

(2) 第1条中宝塚市市税条例附則第4条第1項及び第2項の改正規定 令和4年4月1日

(3) 第1条中宝塚市市税条例第25条第2項及び第37条の3の3第1項の改正規定並びに次項の規定 令和6年1月1日

(4) 第1条中宝塚市市税条例附則第9条の2第25項を同条第23項とし、同項の次に1項を加える改正規定(第24項に係る部分に限る。)及び附則第5項の規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第●●号)の施行の日又はこの条例の施行の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の宝塚市市税条例(附則第5項において「新条例」という。)第25条第2項及び第37条の3の3第1項は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得した地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。附則第5項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの間に取得した旧法附則第15条第41項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第9条の2第24項の規定は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改

正する法律の施行の日以後に取得した改正法第 1 条の規定による改正後の地方税法附則第 15 条第 4 6 項各号に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案 号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表(第1条による改正関係)

※この新旧対照表中附則第4条の規定は、宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)に、宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(令和2年条例第23号)が溶け込んだものを現行として作成しています。

現行	改正案
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の数を1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項及び附則第4条の3第1項において同じ。)の数を1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第</p>

89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

- 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の

89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限

が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

- 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間
の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の

4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

4 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。

5 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号イに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号ロに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号ハに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号ニに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。

4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号イに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号ロに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号ハに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号ニに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

<p>15 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号イに規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。</p> <p>16 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号ロに規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。</p> <p>17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号ハに規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。</p> <p>18 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号イに規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号ロに規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号ハに規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>24 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</p> <p>25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>26・27 (略)</p>	<p>14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号イに規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。</p> <p>15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号ロに規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。</p> <p>16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号ハに規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。</p> <p>17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号イに規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号ロに規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号ハに規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>22 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>25・26 (略)</p>
---	--

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表(第2条による改正関係)

※この新旧対照表は、宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)に宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(令和2年条例第23号)が溶け込んだものを現行とし、宝塚市市税条例に第2条の規定による改正後の宝塚市市税条例等の一部を改正する条例が溶け込んだものを改正案として作成しています。

現行	改正案
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定に</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定に</p>

かかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法第761条に規定する地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(法人の市民税の不足税額の納付手続)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除

かかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法第761条に規定する地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(法人の市民税の不足税額の納付手続)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除

する。

(1)・(2) (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

2 (略)

3 第51条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

する。

(1)・(2) (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

2 (略)

3 第51条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の概要

令和3年度税制改正に伴い改正しようとするものです。

固定資産税の税制改正

◎ わがまち特例の追加

- 浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の創設

浸水被害防止・軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に基づき、都道府県知事や市町村長等の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課

市税条例	改正の概要
附則第9条の2	法律改正にあわせて改正

税標準を、価格に1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において条例で定める割合を乗じた額とすることとされた。本市では1/3を特例割合として乗じることとする。

※施行日 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律施行の日又は宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の施行の日のいずれか遅い日

個人市民税の税制改正

◎ 個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し

- 「扶養控除」について、その対象となる「扶養親族」から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされた（令和2年度改正）ことに伴い、「個人住民税均等

市税条例	改正の概要
第25条	法律改正にあわせて改正
第37条の3の3	
(附則第4条の3)	
附則第5条	

割・所得割の非課税限度額」についても、その基準の判定に用いる「扶養親族」の範囲について同様の取扱いとされた。

※施行日 令和6年1月1日

◎ セルフメディケーション税制の延長

- 令和4年度までとされていたものを令和9年度まで延長することとされた。

※施行日 令和4年1月1日

法人市民税の税制改正

- ◎ 令和2年度税制改正で改正した通算法人の規定について項ずれの修正等所要の整備

第2条による改正等

※その他、法律改正にあわせた所要の整備。